



## 資料 5

# 第三期柏市子ども・子育て支援事業計画の変更

---

令和8年3月25日 こども部こども政策課



# 概要

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が本格実施されることに伴う修正及び当該修正に併せ、その他事業においても軽微な修正を行うもの。

※変更箇所については、令和7年度第3回会議議事のとおり

## P3 「3 計画の位置付け」

「新・柏市放課後子ども総合プラン」は令和7年3月末で計画期間満了となっており、「令和7年度第1回柏市放課後子ども総合プラン運営委員会」においても計画の延長はしないこととなったため、該当本文を削除するもの。

(旧) (新)

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。  
また、「協働総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。  
なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「子育て支援推進計画」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」「新・柏市放課後子ども総合プラン」その他子どもの保護・福祉又は教育に関する事項を定めるものと整合を図ります。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。  
また、「協働総合計画」のうち、主に子ども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。  
なお、本計画の策定に当たっては、国が定めることも大綱を踏まえ、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」「柏市子どもの貧困対策推進計画」と有機的連携を図りつつ、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「子育て支援推進計画」「柏市男女共同参画推進計画」「柏市母子保健計画」その他子どもの保護・福祉又は教育に関する事項を定めるものと整合を図ります。

## P29 「地域子育て支援拠点事業」

柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1階で実施している「遊びの広場」にて、令和8年度から地域子育て支援事業を実施するため、【中央】、【市全域】の確保方策を修正するもの。

※地域子育て支援拠点事業とは：子育て中の親子が気軽に、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業（こども家庭庁より引用）

(旧) (新)

### 【地域子育て支援拠点事業】

【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人	54,367人	55,126人	57,426人	55,842人
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人	43,999人	43,984人	44,357人	44,111人
確保方策	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人	44,737人	44,393人	43,743人	43,842人
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,549人	143,103人	143,493人	145,527人	143,795人
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所

### 【地域子育て支援拠点事業】

【北部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54,174人	54,367人	55,126人	57,426人	55,842人
確保方策	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

【中央】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,236人	43,999人	43,984人	44,357人	44,111人
確保方策	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【南部・東部】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,139人	44,737人	44,393人	43,743人	43,842人
確保方策	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143,549人	143,103人	143,493人	145,527人	143,795人
確保方策	22か所	23か所	23か所	23か所	23か所

## P29 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」

◆追加する基本的記載事項  
「地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れの確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。」

◆量の見込み及び確保方策の数値の修正 ※R7年度の執行的事業の実績値をもとに算出

(旧)

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【数量】					
量の見込み	50人	50人	50人	51人	51人
確保方策	3人	3人	4人	5人	5人
【数量】					
量の見込み	90人	90人	90人	90人	90人
確保方策	3人	2人	7人	7人	9人
【数量】					
量の見込み	79人	89人	91人	90人	91人
確保方策	3人	5人	7人	9人	9人

(新)

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【数量】					
量の見込み	97人	93人	72人	90人	92人
確保方策	6人	14人	24人	30人	30人
【数量】					
量の見込み	97人	97人	76人	90人	95人
確保方策	7人	10人	13人	16人	16人
【数量】					
量の見込み	99人	92人	100人	100人	99人
確保方策	7人	8人	9人	10人	10人

【図の示した増減方法】（単位：人）  
・必要受入枠数（対象年度の未入园児×10時間）÷定員1人1月あたりの受入可能枠数（175時間）

・認定者実績で必要受入時間数で「量の見込み」を算出  
※令和9年の計画中間見込しの際に令和8年度の実績を考慮して再算

（令和7年度第3回会議資料より抜粋）

# パブリックコメント実施期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）

パブリックコメントでの提出意見数：3件

# パブリックコメントの結果



No.	パブリックコメントで届いたご意見	市の回答
1	<p>子育て支援事業について、現在手賀地区に住んでいますが、高齢者ばかりに成りこのままでは、限界集落になってしまうのではないかと心配しています。是非子供達とお年寄りが一緒に一日中楽しく過ごしてもらえるような施設があったらいいなと考えています。手賀地区では空き屋も増えてきています。保安上も問題になってきます、そこでその空き屋を利用して子供達とお年寄りが楽しく過ごしてもらえる場所を作ってもらえたらと考えます。そうすれば、そこで働くスタッフの雇用も生まれます。そして、そこで大きくなった子供達が手賀地区に戻って新しい家族を作ってくれる循環が生まれたらいいなと考えます。手賀地区には、豊かな自然が残っていて子供を育てるには素晴らしい環境です、ただ公共の交通機関がバスのみでその本数も減ってしまっています。宇都宮ではトラムが出来た事で若い夫婦の移住者が増えたと聞きます。現在、自動運転のバスも走り始めています、手賀地区の周りには、農道が沼南道の駅から国道16号線に向かって伸びています。これを上手く使う事で自動運転のバスを走らせる事が出来れば、宇都宮の様に若い夫婦が集まってくれる地域が出来るのではないのでしょうか。東京からも80km位しか無い場所なので、何とか人が集まる施策を考えてください。手賀地域を見捨て無いでください、お願いします。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、柏市のまちづくりに資するものと認識しております。交通政策を所管する交通政策課等、関係各課に情報共有し、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P.34に記載があるように、「こどもルーム」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する、「アフタースクール事業」が始まった。しかし、P.41とP.43に表がある「量の見込み」と「確保方策」には、「こどもルーム」としか記載されておらず、「アフタースクール」を含むのか含まないのか分からないので、分かるように直してほしい。 また、放課後等デイサービスはP.53には「量の見込み」はあるが「確保方策」がない。不足があるなら整備してほしい。</p>	<p>●P.41, P.43の表について 「量の見込み」に使用する単位は、国が示す算出等の手引きに基づき記載しており、本計画においては「アフタースクール」を含まない数値となっています。具体的な表記等につきましては、令和9年度に実施する「第三期柏市子ども・子育て支援事業計画」中間年見直しに向けて、他市町村の動向等を踏まえ、検討を進めてまいります。 ●P.53「確保方策」について 放課後等デイサービスの「量の見込量」及び「確保方策」につきましては、障害児に対するサービス量等を設定する柏市障害児福祉計画とも整合をとりながら、必要数の確保に取り組んでまいります。</p>

# パブリックコメントの結果



No.	パブリックコメントで届いたご意見	市の回答
3	<p>【意見の対象となる箇所】 第4章 施策3-2「障害のある子どもや家族への支援の充実」 第4章 2-(3)「障害児通所支援等の量の見込み」 新規追加事項「乳児等通園支援事業」</p> <p>【意見の要旨】 重症心身障害児・医療的ケア児の実態に即した「質の伴う受け皿」の確保と、将来不安を解消する具体的施策について</p> <p>【具体的な意見】</p> <p>(1) 障害種別・重症度を考慮した「実効性のある量の見込み」の算出と公開            計画案49ページの「放課後等デイサービス」等の量の見込みについて、軽度から最重度までを一括りにした数字では、真に支援を必要とする重症心身障害児や医ケア児の待機実態が隠れてしまいます。市として、重症度別の待機児童数やニーズを精査・把握し、それに基づいた具体的な確保方策を明記してください。「枠はあるが、重度のため断られる」というミスマッチを解消するための加配支援や施設整備を求めます。</p> <p>(2) 新制度「こども誰でも通園制度」における「受け入れ拒否」の防止            令和8年度からの「乳児等通園支援事業」において、医ケア児や重症児が「安全管理」を理由に実質的に排除されないよう、看護師配置などの受け入れ環境を市が責任を持って整備してください。すべての子どもを対象とするのであれば、最も支援が必要な子どもから優先的に利用できる仕組みを検討してください。</p> <p>(3) 特別支援学校の過密化対策と、親の負担に依存しない通学支援の創設            近隣の特別支援学校の過密化により、スクールバスの利用制限や親の送迎負担が限界に達しています。市として県に校舎整備を強く働きかけるとともに、市独自で「通学タクシーの助成」や「看護師同乗支援」を創設してください。「親が送迎できて当たり前」という前提の支援体制は、保護者の就労や生活を著しく阻害しています。</p> <p>(4) ライフステージを通じた「生活介護施設」等の計画的な整備            学齢期から「卒業後の進路（生活介護施設）がない」という不安を抱えながら生活することは、家族にとって過大な心理的負担です。5年間の計画期間中に、成人期以降の受け皿を具体的にどう増設していくのか、将来の見通しが立つ計画を提示してください。</p> <p>【理由・背景】 現在、小学5年生になる重度心身障害児を育てております。すでに現段階から「卒業後の生活介護施設はどこも空きがない」という声を耳にしており、子どもの成長に伴う将来への不安が、日々の重い介護負担と重なり大きな心理的圧迫となっています。障害が重い子どもを持つ家族ほど、ライフステージの移行期に大きな困難に直面し、負担が集中しているのが現状です。マイノリティである重度児の声が「全体の数字」に埋もれることなく、本計画によって実態に基づいた支援へと改善されることを切に願っています。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、障害児者に関して所管する障害福祉課やこども発達センター等、関係各課へ情報共有し、計画策定の参考とさせていただきます。</p>